

授業コード	JP42220010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	破産法		
英語科目授業名	Bankruptcy Law Seminar		
科目ナンバー	JAAPP8904	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	溝渕 雅男		
科目の主題	倒産とは、債務者が自らの支払債務を履行できない状態をいう。本来の義務が履行できないため、その利害調整のルールが必要となる。倒産法は、裁判所を通じた倒産状態の処理のルールを定めるものであり、破産法は其中でも基本となる法律である。破産法の基礎的知識を身につけておくことは、法律実務家として必要な素養である。		
授業の到達目標	受講を通じて、①破産法の基本的内容や思考方法を理解すること、②それらが実務の場面でどのように作用するかを知ること、③倒産法に興味を持ち積極的に学習する意欲を身につけることを到達目標とする。		
授業内容・授業計画 ①	<p>(1) 倒産法の概要 倒産状態を処理するためのルールについて、私的整理・法的整理、清算型手続・再建型手続等に分類して概観する。その上で、破産法がそれらルールの中でどのように位置づけられるかを解説する。また、法律実務家が倒産手続に関与する意義・やり甲斐等について講義する。</p> <p>(2) 破産手続の流れ、手続機関 破産申立てから破産手続の終了に至るまでの流れを解説し、破産法の全体像の理解に努める。その上で、破産手続に登場する各機関（破産裁判所、破産管財人等）の役割等を解説する。</p> <p>(3) 破産申立・破産手続の開始 破産申立から破産手続開始決定までの流れを概観する。</p> <p>(4) 破産財団と破産債権・財団債権 破産財団の範囲、破産債権・財団債権の意義、範囲及びその優先順位等を解説する。</p> <p>(5) 契約関係の取扱い 破産手続開始時点における契約関係が、破産法においてどのように取り扱われるのかを、具体的契約類型ごとに解説する。</p> <p>(6) 取戻権・別除権 取戻権の内容・行使方法を解説する。また、別除権について、その意義、破産手続における取扱い等を概観した上、各担保権がどのように取り扱われるかを解説する。</p> <p>(7) 相殺権 相殺権の担保的機能を概説し、相殺の要件、相殺禁止に関する規律等を解説する。</p> <p>(8) 否認権 否認権制度を概観し、各否認類型について、個別に解説する。その上で、否認権行使の手続・効果等についても解説する。</p> <p>(9) 破産財団の管理・換価 破産管財人が破産財団を管理・換価する際の手続や実務上の問題点等を解説する。</p> <p>(10) 破産債権の確定手続 破産債権の届出、債権調査、破産手続の確定に至る手続について解説する。</p>		

<p>授業内容・授業計画 ②</p>	<p>(11) 多重債務者関係の処理 連帯保証・物上保証等により、破産債権につき複数の債務者が存在する場合の問題点、処理の概要等につき解説する。 (12) 配当手続 配当に関する手続を概観し、実務上の問題点等を解説する。また、配当の原資を欠く場合の異時廃止手続等についても解説する。 (13) 個人破産 個人の破産手続につき、同時廃止手続、自由財産の概念、免責制度等について解説する。 (14) 各論点の振り返り 破産法の各論点を学習したことを前提に、破産法の全体像を改めて確認し、破産手続の意義等の理解に努める。 (15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>予習としては、倒産法の概要を把握するため、山本和彦『倒産処理法入門（第5版）』（有斐閣・2018）の第1章から第4章までを一読しておくことを勧める。復習に重点を置き、破産法を自学自習で身につけるための基礎体力を身につけてもらいたい。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 平常点20%、期末試験80%</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>倒産法は様々な利害が絡み合います。会計・税務等の他分野との関連性も深く、実務家にとって非常にやり甲斐のある分野でもあります。身につけておいて損はありませんので、一緒に楽しく学習しましょう。</p>
<p>教材</p>	<p>担当教員が作成・配布する「破産法・民事再生法レジュメ」を用いる。 参考書としては、山本和彦『倒産処理法入門（第5版）』（有斐閣・2018）、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』（有斐閣・2018）、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈破産法（上）・（下）』（きんざい・2015）、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第5版）』（有斐閣・2013年）等がある。 その他、適宜、講義において紹介する。</p>